

令和7年度鹿児島市 社会福祉法人・施設 指導監査説明会



鹿児島市健康福祉局
健康福祉推進部指導監査課

目次

1. 令和6年度指導監査結果
2. 指導監査の結果に基づく指導
3. 令和6年度の指導監査において改善が必要とされた主な事項
4. 令和7年度指導監査実施計画及び重点事項
5. 留意事項及び周知事項
6. 指導監査結果の公表

1. 令和6年度指導監査結果

区分	法人・施設数 (R6.4.1現在)	実施数	文書指摘数	口頭指摘数
1 社会福祉法人	120	52	275	167
2 社会福祉施設	570	222	149	157
(1) 児童福祉施設	182	183	126	122
(2) 保護施設	1	1	0	0
(3) 障害者支援施設	18	17	12	25
(4) 老人福祉施設等	369	21	11	10
合計	690	274	424	324

2. 指導監査の結果に基づく指導

指導監査の結果に基づいて行う社会福祉法人や社会福祉施設への指導は以下の3種類があります。

(1) 文書指摘

(2) 口頭指摘

(3) 助言(現場指導)

(1) 文書指摘

社会福祉法人や社会福祉施設の運営上重要と認められるもの、不適切な処理でその及ぼす影響が大きいものについて、文書で結果の通知を行い、指摘事項に係る改善又は是正の状況を、期限(概ね30日以内)を付して改善状況報告書により求めるもの。

また、口頭指摘を行い、次回の指導監査で改善が見られなかった事項についても文書指摘とすることもあります。



(2) 口頭指摘

文書指摘以外の不適切な処理で、自主的な改善又は是正を促し、次回の指導監査の際に確認を行うもの。

口頭指摘についても文書で結果の通知を行いますが、改善状況等について改善状況報告書での提出は必要はありません。

(3) 助言(現場指導)

文書指摘や口頭指摘に該当しないなど、法令又は通知等の違反は認められないが、社会福祉法人や社会福祉施設の運営に役立つものと考えられる事項については、助言(現場指導)としています。

指導内容の根拠法令や通知が指導監査の所管外(例:消防法など)である場合は、助言(現場指導)となります。



3. 令和6年度の指導監査において改善が必要とされた主な事項

- (1) 社会福祉法人に対する指摘事項
- (2) 児童福祉施設に対する指摘事項
- (3) 障害者支援施設に対する指摘事項
- (4) 老人福祉施設に対する指摘事項
- (5) 全施設に共通する指摘事項

(1) 社会福祉法人に対する指摘事項

【文書指摘】

理事、監事及び評議員の候補者が欠格事由に該当しないこと等の確認に不備がある。(60件)



【多く見られた状況】

法改正により、新たに欠格事由に加えられた「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」でないことの確認が漏れている状況が見られました。

【改善方法】

提出された候補者の履歴書の賞罰欄だけでは、欠格事由に該当しないこと等の確認が不足する恐れがあることから、例えば、履歴書に加えて「欠格事由等の確認書」を徴取するなどの方法により確認してください。

(1) 社会福祉法人に対する指摘事項

【文書指摘】

理事長や業務執行理事の職務執行状況に関する報告が適正に行われていない。(15件)



【多く見られた状況】

理事長や業務執行理事は、決議省略ではない理事会で、3か月に1回以上か、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしなければなりません。報告を行っていない事例がありました。

【改善方法】

専決事項等、職務の執行状況について、決議省略ではなく、実際に開催した理事会で報告を行うようにしてください。

(1) 社会福祉法人に対する指摘事項

【文書指摘】

理事及び監事の報酬総額が定款に定める手続きにより定められていない。(9件)



【多く見られた状況】

理事及び監事の報酬等の総額(年間〇〇万円以内という上限)について、評議員会において別に定めると法人の定款に規定しているにも関わらず、定めていない状況が見られました。

【改善方法】

評議員会の決議を得て、定款や報酬基準に定める等してください。

(1) 社会福祉法人に対する指摘事項

【口頭指摘】

登記すべき事項が期限までに行われていない。(13件)



【多く見られた状況】

登記事項に変更が生じた場合に、期限までに変更登記を行っていない状況が見られました。

- ・目的等、役員に関する事項、資産の総額

【改善方法】

登記事項に変更が生じた場合は、定められた期限内に変更登記を行ってください。

(2) 児童福祉施設に対する指摘事項

【文書指摘】

避難訓練や消火訓練が実施されていない月がある。(15件)



【多く見られた状況】

避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行わなければなりません。が、風水害や地震を想定した訓練において、消火訓練が実施されていない月が見られました。

【改善方法】

どのような災害を想定した場合でも、避難訓練と消火訓練は必ず毎月1回以上実施して、記録に残すようにしてください。

(2) 児童福祉施設に対する指摘事項

【文書指摘】

給与格付に誤りがある又は給与規程の規定と異なる運用をしている。
(13件)



【多く見られた状況】

初任給格付が誤っていたり、給与発令とは異なる金額で支給されている状況が見られました。

【改善方法】

初任給格付決定表を作成するなど、各法人で定めた給与規程等を再度確認し、支給誤りがないようにしてください。

(2) 児童福祉施設に対する指摘事項

【口頭指摘】

計算書類に計上漏れ又は計上誤りがある。(11件)



【多く見られた状況】

処分した固定資産を貸借対照表に計上している状況が見られました。

【改善方法】

処分する際は、事前に理事長承認を得た上で除却を行い、固定資産管理台帳を整理し、貸借対照表にも反映させてください。

(3) 障害者支援施設に対する指摘事項

【文書指摘】

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の内容に不足がある。(2件)



【確認された状況】

発生時の対応マニュアルは作成されていましたが、平常時の対策など指針として整備すべき内容に不足が生じている状況が見られました。

【改善方法】

委員会の設置や研修・訓練の実施など平常時の対策も指針に盛り込んでください。

(3) 障害者支援施設に対する指摘事項

【口頭指摘】

月次報告書が期限までに理事長又は統括会計責任者へ提出されていない。(6件)



【確認された状況】

経理規程に定められた期日までに、月次報告書を理事長又は統括会計責任者に提出していない状況が見られました。

【改善方法】

各法人の経理規程で定める期日を再度確認し、その期日までに確実に報告し、記録を残すようにしてください。

(4)老人福祉施設に対する指摘事項

【文書指摘】

認知症介護に係る基礎的な研修を受講していない職員がいる。(3件)

※研修受講の対象とならない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

【確認された状況】

研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないが、左記資格を持たない職員が研修を受講していない状況が見られました。

【改善方法】

職員が取得している資格を改めて確認し、左記に当てはまらなければ、直ちに受講させてください。また職員採用時にも確認を忘れないようにしてください。

(5) 全施設に共通する指摘事項

【文書指摘・口頭指摘】

固定資産の取得・処分に際し、経理規程に定める事前の理事長承認を得ていない(確認できない)。

(計27件)



【多く見られた状況】

固定資産を取得・処分する際に、事前に理事長の承認を得ていない(確認できない)状況が見られました。

【改善方法】

取得や処分をする際には、経理規程等の定めに従い、伺書を作成するなどして、事前に理事長の承認を得てください。

(5) 全施設に共通する指摘事項

【口頭指摘】

契約に際し、必要な数の見積書又は請書等を徴していない。(計27件)



【多く見られた状況】

1件の契約金額が10万円以上100万円以下の固定資産を取得する際に、請書その他これに準ずる書面及び2社以上の見積書を徴していない状況が見られました。

【改善方法】

契約の内容及び金額によって必要書類が異なるため、必ず法人の経理規程を確認し、漏れのないようにしてください。

4. 令和7年度指導監査実施計画 及び重点事項

(1) 実施方針

社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査は、社会福祉法等関係法令に従い、法人運営管理、施設運営管理、入所者処遇、職員処遇等について調査することを目的として実施します。



4. 令和7年度指導監査実施計画 及び重点事項

(2) 実施対象

区分	法人・施設 対象数	計画数
1 社会福祉法人	125	40
2 社会福祉施設	591	247
(1) 児童福祉施設等	199	198
(2) 保護施設	1	1
(3) 障害者支援施設	18	7
(4) 老人福祉施設等	373	41
合計	716	287

4. 令和7年度指導監査実施計画 及び重点事項

(3) 実施時期

令和7年6月から令和8年2月まで

※年間計画を作成し、月ごとに実施対象の法人・施設を選定して実施通知を送付します。(日程に支障のある場合は、調整しますのでご連絡ください。)

(4) 実施方法

社会福祉法等関係法令及び鹿児島市社会福祉法人等指導監査要領に基づき、指導監査項目等を定め、法人・施設に自主点検表を提出いただいた上で、原則として実地により行います。

4. 令和7年度指導監査実施計画 及び重点事項

指導監査における重点事項は、社会福祉法人及び社会福祉施設の所管課から特に確認が必要として要望があった事項や全国主管課長会議等における留意事項、前年度の重点事項における遵守状況等を踏まえて定めています。

- ・社会福祉法人関係：法令遵守と適正な運営の確保（8項目）
- ・社会福祉施設関係：利用者視点に立ったサービス提供への取組（11項目）

重点事項（社会福祉法人） 8項目

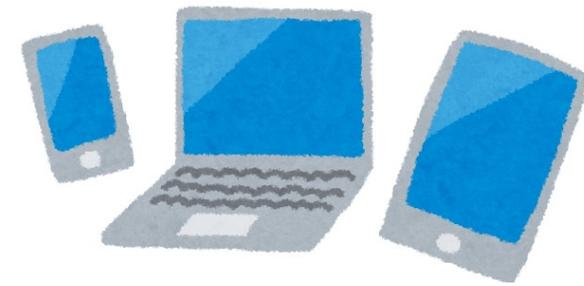
（1）適正な法人運営体制の確保（6項目）

- ①理事、監事及び評議員の選任手続は適正に行われているか。
- ②理事会・評議員会の開催手続、開催時期、議事録の記載内容及び保存が適正になされているか。また、利益相反取引を行っている場合、その内容及び手続は適正であるか。
- ③理事、監事及び評議員の報酬等の額及び支給基準が、定款や評議員会の決議で定められているか。
- ④社会福祉施設の用に供する不動産を全て基本財産として定款に定めているか。
- ⑤現況報告書が正しく作成されているか。また、地域における公益的な取組を実施している場合は漏れなく記載しているか。
- ⑥定款の内容や役員報酬等の基準・支給実績等、法令に定める事項をインターネットで公表しているか。

重点事項(社会福祉法人) 8項目

(2) 適正な事業経営・会計処理(2項目)

- ① 必要な計算書類、附属明細書及び財産目録が正しく作成されているか。また、計算関係書類及び財産目録に関して、理事会及び評議員会に提供し承認を受けているか。
- ② 法人関係者への特別の利益の供与、法人外への資金流出を行っていないか。



重点事項(社会福祉施設) 11項目

(1) 利用者の安心・安全の確保(4項目)

- ①利用者の処遇に係る計画を適切に作成しているか。(入所施設・新規施設のみ)
- ②非常災害に対する備え(災害の種類や立地環境に応じた計画の作成、避難訓練の実施と報告等)が適切に行われているか。(新規施設のみ)
また、発生時への備え(業務継続計画の策定等)が講じられているか。(入所施設・新規施設のみ)
- ③感染症予防対策(委員会の設置や研修の実施等)が取られているか。また、発生時への備え(業務継続計画の策定等)が講じられているか。(入所施設・新規施設のみ)
- ④事故防止対策や発生時の対応(利用者家族や所管課への報告等)が適切に行われているか。(入所施設以外)



重点事項(社会福祉施設) 11項目

(2) 虐待・不適切保育の防止(1項目)

- ①虐待や不適切保育の未然防止や早期発見に努めているか。また、虐待・不適切保育の防止に向けた取組(委員会の設置や研修の実施等)をしているか。



重点事項(社会福祉施設) 11項目

(3) 必要な職員の確保と職員処遇の充実(2項目)

- ① 配置基準に基づく必要な職員が配置されているか。
- ② 保育所においては、給与や各種手当は給与規程等の規定に基づき支給されているか。



重点事項(社会福祉施設) 11項目

(4) 適正な会計処理(4項目)

- ① 附属明細書は適正に作成されているか。
- ② 適切な予算管理が行われているか。
- ③ 月次試算表は適正に作成され、定められた期日までに理事長に提出しているか。
- ④ 資金移動に係る経理処理が適正に行われているか。また、共通支出及び費用を配分する際、適切な科目を用いているか。



5. 留意事項及び周知事項

- (1) 定時評議員会の招集通知の際の、評議員への計算書類及び事業報告並びに監査報告の提供について
- (2) 障害者支援施設及び軽費老人ホームにおける一般指導監査の実施周期の変更について

5. 留意事項及び周知事項

- (1) 定時評議員会の招集通知の際の、評議員への計算書類及び事業報告並びに監査報告の提供について
- 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、評議員に対し、計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければなりません。(社会福祉法第45条の29)
- 定時評議員会の招集通知を送付する際には、計算書類及び事業報告並びに監査報告も一緒に送付するなどし、提供してください。

5. 留意事項及び周知事項

(2) 障害者支援施設及び軽費老人ホームにおける一般指導 監査の実施周期の変更について

これまで、年1回の一般指導監査を行ってきましたが、
原則3年に1回の実施へ変更いたします。

ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ、
詳細を確認する必要があると認めるときは、この限りではあ
りません。

6. 指導監査結果の公表

社会福祉法人等の運営の適正化と福祉サービスの質の向上等のため、指導監査結果の公表を行います。

【公表内容】

法人・施設ごとの個別結果

【公表対象施設】

令和6年度に指導監査を実施した全法人・施設

6. 指導監査結果の公表

【公表内容】

令和6年度分の一般指導監査結果

- ①法人・施設名
- ②指導監査実施日
- ③指導監査方法(実地又は書面)
- ④文書指摘事項の概要
- ⑤改善状況(改善済・改善中・未改善など)

※拳証書類の追加提出等の時期については、
次のシートをご確認ください。



6. 指導監査結果の公表

【公表方法・時期】

本市ホームページに令和7年8月に掲載する予定です。

※挙証書類の追加提出等により、是正・改善に向けた取組が確認された場合はホームページを毎月更新します。

【公表に当たってのお願い】

令和6年度及び令和4～5年度分の指導監査で文書指摘を受け、未改善又は改善中の事項が残っている社会福祉法人・社会福祉施設は、その是正・改善に取り組んでいただき、速やかに挙証書類の提出をお願いします。

※指導監査結果の公表は、新しいものから3年度分をホームページ上で公表し、その後は1年ごとに更新していきます。

～終わりに～

指導監査時の施設回覧の際は、感染対策に配慮しつつ、施設側了承の下、居室や浴室、保育室等、必要な範囲で実施いたします。調理室への立ち入りは行いません。

指導監査へのご対応・ご協力をお願いいたします。

※『令和7年度の指導監査について(変更点等)』及び『令和6年度指導監査における主な文書指摘』を別紙にまとめております。こちらも参考にしてください。

ご視聴ありがとうございました。

